


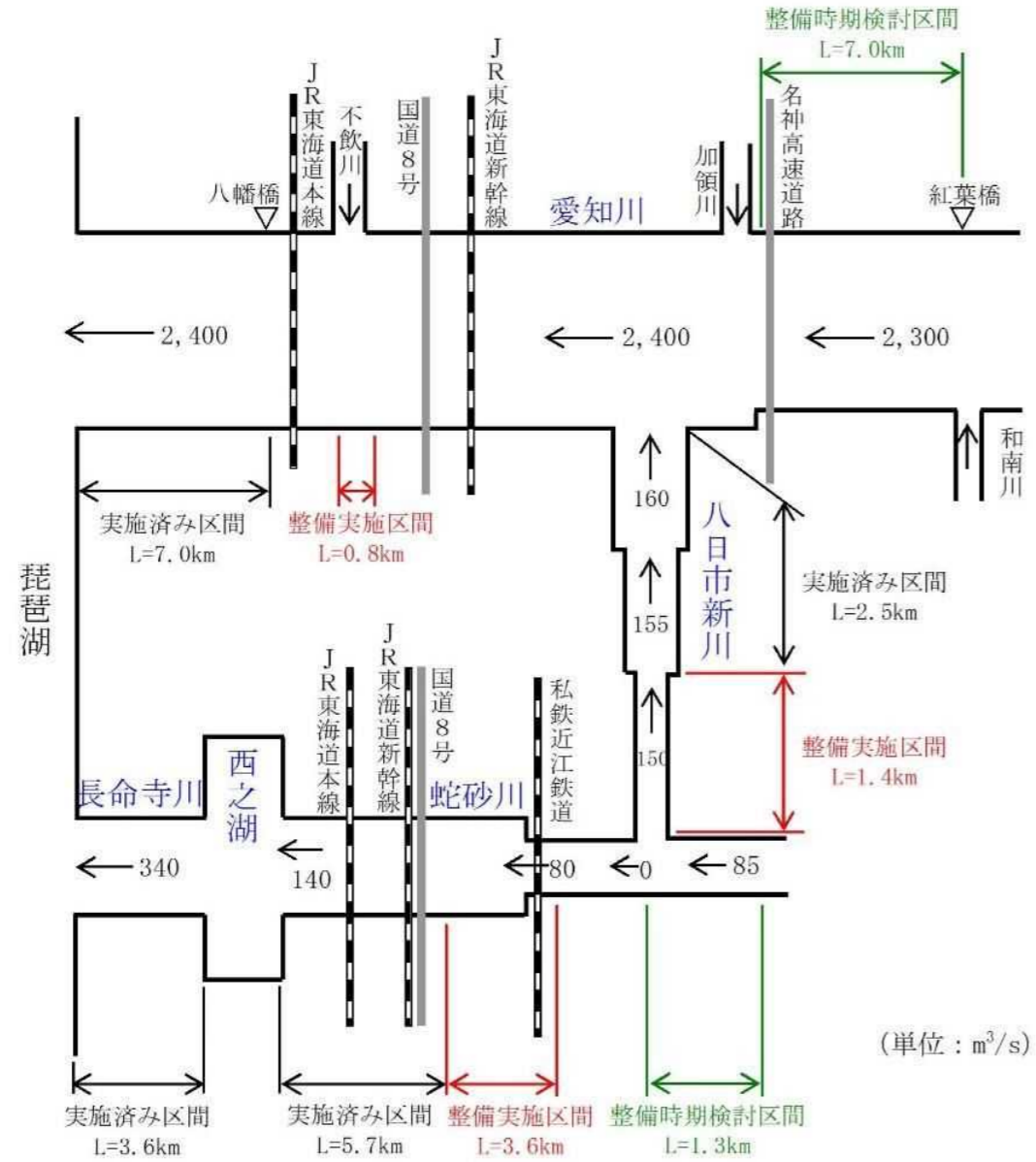
頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																														
11	<p>2. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>2.1 計画対象期間、計画対象河川</p> <p>本河川整備計画の対象期間は概ね20年間とします。</p> <p>また、対象とする河川は東近江圏域にある全ての一級河川（81河川）とし、そのうち愛知川、蛇砂川、八日市新川および日野川の4河川は計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。</p> <p>なお、これらの区間は優先的に整備する河川のランク付け（滋賀県中長期整備実施河川の検討）の結果を踏まえて設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備実施区間：整備計画期間中に整備を実施する区間 整備時期検討区間：整備の実施時期を検討する区間 <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け</p> <table border="1" data-bbox="424 751 1294 831"> <thead> <tr> <th>河川ランク</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク河川</td> <td>愛知川、日野川、蛇砂川、八日市新川</td> </tr> </tbody> </table> <p>Aランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川</p> <p>また、西之湖の事業については調査検討区域を設定し、水質浄化を目的とした調査・検討を実施します。これら事業の実施にあたっては関係部局と連携し、より効率的・効果的な調査・検討を行います。</p> <p>なお、本整備計画は、令和4年度時点の圏域の社会状況、自然環境および河道状況等を踏まえ策定したものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行うものとします。</p> <p>2.2 計画の目標</p> <p>2.2.1 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>本計画における河川整備の目標は、流域面積50km²以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km²未満の河川は10年に1回程度発生する降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。</p> <p>また、万一氾濫した場合の被害の大きさ、求められる治水安全度等を総合的に十分考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として計画的に進めていきます。</p> <p>近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成30年4月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年10月には提言が公表されました。また、令和2年7月には、国の社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和4年10月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。</p>	河川ランク	河川名	Aランク河川	愛知川、日野川、蛇砂川、八日市新川	<p>・河川ランク：滋賀県中長期整備実施河川の検討「河川の選定結果」（平成20年3月）</p> <table border="1" data-bbox="1540 296 2689 604"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ランク</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">概ねの流域面積(km²)</th> <th rowspan="2">整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要</th> <th colspan="4">概ね今後20年間の整備を想定する区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>延長の目安</th> <th>概ねの現況安全度</th> <th>当面の整備目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Aランク</td> <td>愛知川</td> <td>196.3</td> <td>河口から概ね6.8km</td> <td>東近江市阿弥陀堂町・彦根市本庄町(業枝見橋)</td> <td>東近江市今町・彦根市服部町</td> <td>0.2km</td> <td>1/30</td> <td>戦後最大相当</td> </tr> <tr> <td>日野川</td> <td>211.1</td> <td>河口から概ね5.6km</td> <td>近江八幡市十王町・野洲市小南(仁保橋)</td> <td>近江八幡市安養寺町、竹町・竜王町西横関</td> <td>4.6km</td> <td>1/15</td> <td>戦後最大相当</td> </tr> <tr> <td>蛇砂川</td> <td>17.0</td> <td>西の湖河口から概ね5.0km</td> <td>近江八幡市西生来町(新幹線交差部)</td> <td>東近江市市辺町(近江鉄道交差部)</td> <td>4.3km</td> <td>1/3</td> <td>約1/10</td> </tr> <tr> <td>八日市新川</td> <td>20.1</td> <td>無</td> <td>東近江市川合寺町(愛知川合流部)</td> <td>東近江市尻無町(蛇砂川合流部)</td> <td>3.9km</td> <td>—</td> <td>約1/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三明川は整備完了のため、計画対象河川から除外する。</p> <div data-bbox="1614 726 2674 1520"> <p>県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川</th> <th>当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治水計画における気候変動に伴う外力評価の考え方</td> <td>現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。</td> <td>気候変動考慮後は、県内の2℃上昇時の降雨量変化倍率(1.1倍)を用いて気候変動に伴う外力を算定※する。 ※下流に直轄区間が存在する河川(大戸川、野洲川)については、同区間の考え方と整合を図る ■暫定規模(整備計画レベル) 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 【戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模(基本方針レベル) 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定</td> </tr> <tr> <td>気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方</td> <td>上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは行う必要はない。</td> <td>新規に治水計画を立案する河川 暫定整備完了の目途が立っている河川 暫定整備中の河川</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川</td> <td>大戸川※ 芹川 野洲川、日野川、余呉川、姉川・高時川、天野川、安曇川、石田川</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国が計画している大戸川ダムの上流区間</p> </div> <p>県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方 R4.10 滋賀県土木交通部流域政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に豪雨が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響で更に激化していくことが懸念されている中、国の技術検討会や社会資本整備審議会では、治水計画について、過去の降雨実績に基づくものから、気候変動の影響を考慮したものに見直していくべきとの提言や答申が示されました。 これらの提言や答申等を踏まえ、本県では学識者の意見も聴きながら検討を進め、令和4年10月に、気候変動を踏まえた治水計画に関する県としての方針を示した「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を策定しました。 今後、河川整備計画の見直しを検討するにあたっては、この方針に従うこととします。 	ランク	河川名	概ねの流域面積(km ²)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間				起点	終点	延長の目安	概ねの現況安全度	当面の整備目標	Aランク	愛知川	196.3	河口から概ね6.8km	東近江市阿弥陀堂町・彦根市本庄町(業枝見橋)	東近江市今町・彦根市服部町	0.2km	1/30	戦後最大相当	日野川	211.1	河口から概ね5.6km	近江八幡市十王町・野洲市小南(仁保橋)	近江八幡市安養寺町、竹町・竜王町西横関	4.6km	1/15	戦後最大相当	蛇砂川	17.0	西の湖河口から概ね5.0km	近江八幡市西生来町(新幹線交差部)	東近江市市辺町(近江鉄道交差部)	4.3km	1/3	約1/10	八日市新川	20.1	無	東近江市川合寺町(愛知川合流部)	東近江市尻無町(蛇砂川合流部)	3.9km	—	約1/10		滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川	当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川	治水計画における気候変動に伴う外力評価の考え方	現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、 現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。	気候変動考慮後は、 県内の2℃上昇時の降雨量変化倍率(1.1倍)を用いて気候変動に伴う外力を算定 ※する。 ※下流に直轄区間が存在する河川(大戸川、野洲川)については、同区間の考え方と整合を図る ■暫定規模(整備計画レベル) 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 【戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模(基本方針レベル) 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定	気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方	上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは 行う必要はない。	新規に治水計画を立案する河川 暫定整備完了の目途が立っている河川 暫定整備中の河川	備考	比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川	大戸川※ 芹川 野洲川、日野川、余呉川、姉川・高時川、天野川、安曇川、石田川
河川ランク	河川名																																																															
Aランク河川	愛知川、日野川、蛇砂川、八日市新川																																																															
ランク	河川名	概ねの流域面積(km ²)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間																																																												
				起点	終点	延長の目安	概ねの現況安全度	当面の整備目標																																																								
Aランク	愛知川	196.3	河口から概ね6.8km	東近江市阿弥陀堂町・彦根市本庄町(業枝見橋)	東近江市今町・彦根市服部町	0.2km	1/30	戦後最大相当																																																								
	日野川	211.1	河口から概ね5.6km	近江八幡市十王町・野洲市小南(仁保橋)	近江八幡市安養寺町、竹町・竜王町西横関	4.6km	1/15	戦後最大相当																																																								
	蛇砂川	17.0	西の湖河口から概ね5.0km	近江八幡市西生来町(新幹線交差部)	東近江市市辺町(近江鉄道交差部)	4.3km	1/3	約1/10																																																								
	八日市新川	20.1	無	東近江市川合寺町(愛知川合流部)	東近江市尻無町(蛇砂川合流部)	3.9km	—	約1/10																																																								
	滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川	当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川																																																														
治水計画における気候変動に伴う外力評価の考え方	現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、 現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。	気候変動考慮後は、 県内の2℃上昇時の降雨量変化倍率(1.1倍)を用いて気候変動に伴う外力を算定 ※する。 ※下流に直轄区間が存在する河川(大戸川、野洲川)については、同区間の考え方と整合を図る ■暫定規模(整備計画レベル) 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 【戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模(基本方針レベル) 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定																																																														
気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方	上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは 行う必要はない。	新規に治水計画を立案する河川 暫定整備完了の目途が立っている河川 暫定整備中の河川																																																														
備考	比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川	大戸川※ 芹川 野洲川、日野川、余呉川、姉川・高時川、天野川、安曇川、石田川																																																														

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠						
12	<p>超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例^{※4}等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和2年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めることとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。</p> <p>圏域内の主要な河川である愛知川、蛇砂川、八日市新川および日野川の計画目標は、河川の大きさや形態、沿川の人口や資産の状況から、万一氾濫した場合の浸水の範囲やそれによる被害の甚大さ等を考え合わせ、以下のように定めます。</p> <p>愛知川の想定氾濫区域には人口・資産が集中する東近江市街地や JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が含まれ、万一氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。このことから洪水による災害の防止を図るため、愛知川においては、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 34 年 9 月洪水（伊勢湾台風）相当の降雨により予想される洪水を河口～JR 東海道本線橋梁において安全に流下できるような整備を行いました。計画高水流量は JR 東海道本線橋梁地点で 2,400m³/s としており、引き続き適切な維持管理を行い河積の確保に努めます。また、愛荘町川原地先においては不飲川放水路を合流させ導流堤の整備を行います。上流部区間においては整備の実施時期の検討を行います。</p> <p>長命寺川、蛇砂川および八日市新川では、想定氾濫区域のうち下流域に JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が横断し、中流域では近年の市街化に伴い人口の増加や資産の増大が進んだことから、万一氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。このことから洪水による災害の防止を図るため、蛇砂川および八日市新川については 10 年に 1 回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できるような整備を行います。なお、長命寺川については、施工性等を考慮し、将来計画規模の 50 年に 1 回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できるような整備が完了しています。改修計画の主なもの、蛇砂川の現況河道の平地化・拡幅改修ならびに八日市新川の建設であり、計画高水流量は、蛇砂川で 140m³/s、八日市新川で 160m³/s とします。</p> <p>日野川の想定氾濫区域には人口・資産が集中する仁保橋・桐原橋周辺地区があるほか、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が通過しており、また住宅密集地の中に天井川が形成されていることから、万一そこで洪水氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものとなるが予想されます。このことから洪水氾濫による浸水被害の発生を防止するため、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 40 年 9 月 17 日洪水相当の降雨により予想される洪水を河口～近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先（約 12.0km 地点）間において安全に流下できるような整備を行います。計画高水流量は、仁保橋地点において 1,700m³/s とします。</p> <p>なお、全ての河川において橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたっては、将来、改修に手戻りがないように考慮します。</p> <p>※4 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）</p>	<p>出典・根拠</p> <p>滋賀県流域治水基本方針 ・（平成 24 年 3 月策定） —水害から命を守る総合的な治水を目指して—</p> <div data-bbox="1626 317 2703 604" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 流域治水の概念</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水 <p>2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川の中の対策」に関する諸計画に基づき着実に実施すべき治水施設の整備に関する事項に加えて、「川の外の対策」として実施すべき事項について、基本的方向を示す </div> <p>・滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）</p>  <p>出典：リーフレット【4つの対策で総合的に命を守る「流域治水条例」】</p> <div data-bbox="1673 1125 2614 1808" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">「流域治水」の施策のイメージ</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。 ○ 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">①氾濫をできるだけ防ぐ</th> <th style="width: 33%;">②被害対象を減少させるための対策</th> <th style="width: 33%;">③被害の軽減・早期復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>集水域 (雨水貯留機能の拡大) 雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の高度利用 ⇒ 県・市、企業、住民</p> <p>河川区域 (流水の貯留) 利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用 ⇒ 国・県・市・利水者</p> <p>土地利用と一体となった遊水機能の向上 ⇒ 国・県・市</p> <p>(持続可能な河道の流下能力の維持・向上) 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備 ⇒ 国・県・市</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(リスクの低いエリアへ誘導・住まい方の工夫) 土地利用規制、誘導、移転促進 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討 ⇒ 市、企業、住民</p> <p>(氾濫範囲を減らす) 二線堤の整備、自然堤防の保全 ⇒ 国・県・市</p> <p>(氾濫水を減らす) 河川区域 [粘り強い堤防]を目指した堤防強化等 ⇒ 国・県</p> <p>(氾濫水を早く排除する) 排水門等の整備、排水強化 ⇒ 国・県・市等</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(土地のリスク情報の充実) 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信 ⇒ 国・県</p> <p>(避難体制を強化する) 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握 ⇒ 国・県・市</p> <p>(経済被害の最小化) 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定 ⇒ 企業、住民</p> <p>(住まい方の工夫) 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進 ⇒ 企業、住民</p> <p>(被災自治体の支援体制充実) 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化 ⇒ 国・企業</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">10</p> <p>気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申 概要資料 R2.7 社会資本整備審議会</p>	①氾濫をできるだけ防ぐ	②被害対象を減少させるための対策	③被害の軽減・早期復旧・復興	<p>集水域 (雨水貯留機能の拡大) 雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の高度利用 ⇒ 県・市、企業、住民</p> <p>河川区域 (流水の貯留) 利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用 ⇒ 国・県・市・利水者</p> <p>土地利用と一体となった遊水機能の向上 ⇒ 国・県・市</p> <p>(持続可能な河道の流下能力の維持・向上) 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備 ⇒ 国・県・市</p>	<p>(リスクの低いエリアへ誘導・住まい方の工夫) 土地利用規制、誘導、移転促進 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討 ⇒ 市、企業、住民</p> <p>(氾濫範囲を減らす) 二線堤の整備、自然堤防の保全 ⇒ 国・県・市</p> <p>(氾濫水を減らす) 河川区域 [粘り強い堤防]を目指した堤防強化等 ⇒ 国・県</p> <p>(氾濫水を早く排除する) 排水門等の整備、排水強化 ⇒ 国・県・市等</p>	<p>(土地のリスク情報の充実) 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信 ⇒ 国・県</p> <p>(避難体制を強化する) 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握 ⇒ 国・県・市</p> <p>(経済被害の最小化) 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定 ⇒ 企業、住民</p> <p>(住まい方の工夫) 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進 ⇒ 企業、住民</p> <p>(被災自治体の支援体制充実) 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化 ⇒ 国・企業</p>
①氾濫をできるだけ防ぐ	②被害対象を減少させるための対策	③被害の軽減・早期復旧・復興						
<p>集水域 (雨水貯留機能の拡大) 雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の高度利用 ⇒ 県・市、企業、住民</p> <p>河川区域 (流水の貯留) 利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用 ⇒ 国・県・市・利水者</p> <p>土地利用と一体となった遊水機能の向上 ⇒ 国・県・市</p> <p>(持続可能な河道の流下能力の維持・向上) 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備 ⇒ 国・県・市</p>	<p>(リスクの低いエリアへ誘導・住まい方の工夫) 土地利用規制、誘導、移転促進 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討 ⇒ 市、企業、住民</p> <p>(氾濫範囲を減らす) 二線堤の整備、自然堤防の保全 ⇒ 国・県・市</p> <p>(氾濫水を減らす) 河川区域 [粘り強い堤防]を目指した堤防強化等 ⇒ 国・県</p> <p>(氾濫水を早く排除する) 排水門等の整備、排水強化 ⇒ 国・県・市等</p>	<p>(土地のリスク情報の充実) 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信 ⇒ 国・県</p> <p>(避難体制を強化する) 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握 ⇒ 国・県・市</p> <p>(経済被害の最小化) 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定 ⇒ 企業、住民</p> <p>(住まい方の工夫) 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進 ⇒ 企業、住民</p> <p>(被災自治体の支援体制充実) 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化 ⇒ 国・企業</p>						

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
---	------------	-------

13

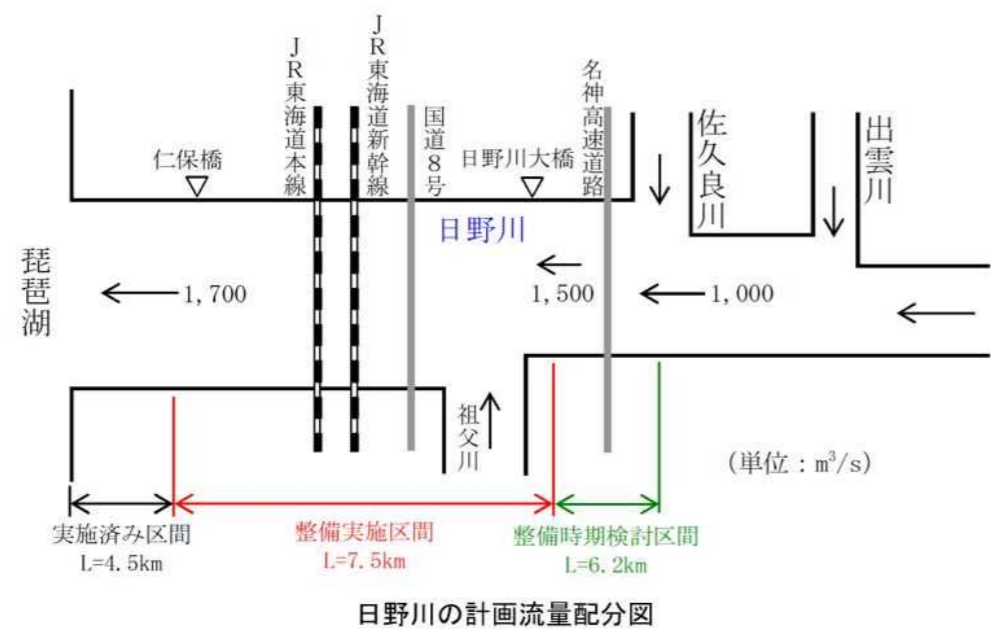
流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことであります。（流域治水基本方針P.1より引用）



愛知川・長命寺川・蛇砂川・八日市新川の計画流量配分図

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
---	------------	-------

14



頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
14	<p>2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>圏域内の河川については、将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民等が協働して適正な水管理に努めていくとともに、県下の河川における水管理のあり方を勘案し、課題や状況に応じて流況の把握を図っていきます。また、河川流況の的確な把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な河川流量の検討を行うとともに、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。特に愛知川では、流水の伏流やかんがい用水等の取水により、河川に十分な流水が得られず、瀬切れによる動植物への影響等が懸念されていることから、農林関係者や流域住民と連携し、水環境への影響の軽減に努めます。</p> <p>渇水が懸念される場合や異常渇水時には十分な情報収集を行い、利水関係者や地域住民等への情報提供を行います。</p> <p>2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>東近江圏域は豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類等、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な動植物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、動植物の生息・生育環境の確保、健全な水循環に配慮します。また、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出され、上下流における連続性が確保できるように努めます。</p>	<p>1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、淡海の川づくりの一端を担う河川管理者は、以下を目標とすることとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>“流域の特性に応じた適切な治水安全度を確保すること”とあわせて、 “かつて2次的自然状態の河川環境が有していた機能を保全・再生”する。</p> </div> <p>具体的には、“計画高水流量をより安全に流下させる河積”をもち、かつ、“自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道”を実現できる河道計画を立案するよう努めなければならない。</p> <p>近年では、河川環境の再生技術の進展に伴い、十分ではないもののある程度の知見が蓄積されつつある。また、直轄管理河川では、綿密な調査や検討を経て河川改修が実施されているが、予算規模が限られている県管理の中小河川では同レベルの検討はできない状況にある。しかし、人々の生活の身近にあって、人為的行為の影響を敏感に受けてきた中小河川においてこそ、再生が強く望まれているという現実もある。</p> <p>そこで本手引きでは、これまで蓄積された河川環境の再生ための知見を最大限活用することに念頭に、中小河川における治水・河川環境の区別のない具体的な河道計画の手法を述べていく。</p> <p>【出典】《設計便覧（案）第2編河川編の運用事項（平成19年12月）滋賀県土木交通部》、《第3編計画第2章河道計画 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿（P3）》</p>
15	<p>水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、やすらぎやうらおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしています。このような周辺環境に十分配慮し、自然に触れ、親しむことのできる河川空間の整備・保全に努めます。</p> <p>また、西之湖における水質浄化については、琵琶湖の一部であった内湖が干拓されて西之湖が形成された昭和40年代頃の汚濁負荷の水準まで回復させることを目標に、関係機関の意見をふまえ、必要に応じた対策の調査・検討を行います。</p> <p>河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と滋賀県が進める「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、滋賀県が学識経験者等に委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民等の意見・助言を得て進めます。</p> <p>また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラを推進することとしており、本県においても、国や都道府県の事例等も参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。</p>	
頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠

2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項

琵琶湖は、世界でも有数の古代湖の一つであり、60種類を超える固有種が生息するなど、自然生態系の宝庫です。また、近畿1,400万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源であるとともに水産資源、観光資源として、更に人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与えてくれます。

これまで、本県や下流京阪神地域においては、琵琶湖総合開発事業により琵琶湖の水資源の有効利用を一層促進させるとともに、湖周辺の洪水・湛水被害を減少させることで大きな恩恵を受けてきました。しかし、社会経済情勢や生活様式等の急激な変化によって、琵琶湖の自然や文化は大きな変貌を余儀なくされ、環境保全に向けた各方面の積極的な取り組みにもかかわらず、水道水の異臭味や淡水赤潮、アオコの発生、外来生物の繁殖と在来生物の減少等、琵琶湖の異変は恒常化しつつあります。また、ヨシ群落、内湖、河畔林が減少するなど、自然的環境・景観や自然の水循環等の悪化が懸念される状況にあります。

特に湖辺域は、従来、豊かな生態系を育む場とともに美しい景観を形成し、人々によって様々な形で利用されてきました。しかし、社会経済状況が変化中、内湖の干拓や湖岸開発、湖岸道路の設置等、湖辺の人工化が進みました。これらによる生物生息域の量的減少・質的劣化や、土砂供給の減少等による湖岸の侵食、更に不法占用や不適切な利用等もあり、湖国らしい郷土の原風景の損失や人々と琵琶湖との関わりの希薄化が問題となっています。

このため滋賀県は、固有の生態系を育み固有の文化や景観を形成するなど多様な価値の複合体として位置づけられている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐために、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成27年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を引き続き実施していきます。


- 琵琶湖保全再生施策に関する計画
（第1期：平成28年度～令和2年度、第2期：令和3年度～令和7年度）

(2) 目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

- 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第8期：令和3年度～令和7年度）

2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針

- 水質保全対策の推進**
これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策は有効であり、引き続き推進するとともに、水質モニタリング結果を注視。
- 良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討**
栄養塩を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程が円滑でないことが想定され、この円滑さが非常に重要と考えられることから、生態系に関わる物質循環に関する研究を進めるとともに、研究成果等を用いて新たな水質管理手法を検討。

- 気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究等【新規】**
琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的にモニタリング等を実施。
- 南湖における水草大量繁殖対策の実施**
引き続き水草の刈取り・根こそぎ除去等により潮流の回復等を図る。
- プラスチックごみの増加の防止やマイクロプラスチックに係る知見の集積等【新規】**
プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施。また、マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施。
- 赤野井湾における水質改善**
赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、汚濁負荷削減対策等を実施。

16

2.3 整備実施区間・調査検討区間（区域）・整備時期検討区間

「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、下記の河川の区間を“整備実施区間”、“調査検討区間（区域）”、“整備時期検討区間”とします。

- ・整備実施区間は、計画的に整備を実施します。
- ・調査検討区間（区域）は、整備実施に向けた調査・検討を実施します。
- ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。

○ 愛知川

【整備実施区間】

不飲川合流部（愛知郡愛荘町川原地先）から延長 L=0.8km 区間

【整備時期検討区間】

名神高速道路（東近江市中戸地先）から紅葉橋（東近江市永源寺高野町地先）までの延長 L=7.0km 区間

○ 蛇砂川

【整備実施区間】

どんどん橋（近江八幡市西生来町地先）から近江鉄道付近（東近江市市辺町地先）までの延長 L=3.6km 区間

○ 八日市新川

【整備実施区間】

筏川支川合流点（東近江市東沖野地先）から蛇砂川分流点（東近江市尻無町地先）までの延長 L=1.4km 区間

【整備時期検討区間】

蛇砂川分流点（東近江市尻無町地先）から池谷川合流点（東近江市尻無町地先）までの延長 L=1.3km 区間

○ 日野川

【整備実施区間】

近江八幡市野村町、小田町および野洲市小南地先から近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先までの延長 L=7.5km 区間

【整備時期検討区間】

近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先から佐久良川合流点（東近江市合戸町および宮井町地先）までの延長 L=6.2km 区間

○ 西之湖

【調査検討区域】

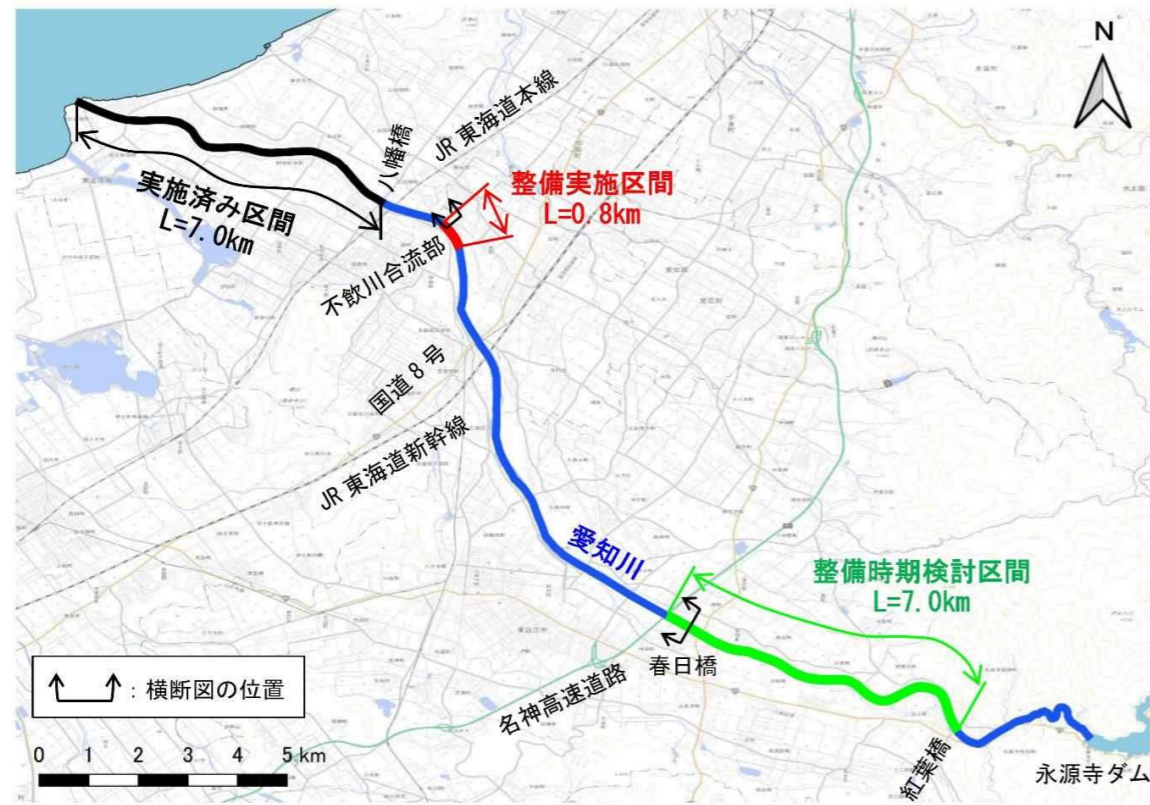
近江八幡市白王町および円山町地先

なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大等を実施します。

東近江圏域河川整備計画（変更原案）

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
17	<p>また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全 ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p>	

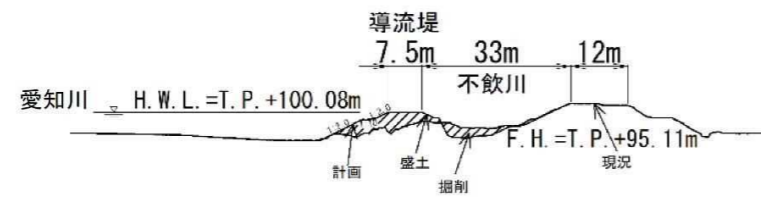
頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
18	<p>3. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類および施工場所</p> <p>河川整備は、洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考え合わせ、河道改修や放水路の設置による洪水流下能力の拡大により行います。</p> <p>なお、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは再利用に努めるなど、適切に処理します。</p> <p>河川工事の具体的な内容については、次のとおりです。</p> <p>3.1.1 愛知川</p> <p>愛知川の河川改修では、大きな川石を残すなど生態系に配慮し、瀬・淵を残しながら河道の掘削を行い流下能力を向上させます。施工に際しては、現況河道を形成している河道の特性を重視して、河道形状を大きく変化させることのないようにします。</p> <p>また、左岸側に八日市新川を合流させ、右岸側に不飲川放水路を合流させ導流堤を整備します。上流部については、財政状況等を勘案しながら、整備の実施時期を検討するとともに、実施の際には、河川の持つ営力が活かされる河道となるように努めます。</p> <p>河川整備においては、自然環境を極力保全するものとし、自然の素材（自然石、植物等）を用いた生物の生息場の復元・創出や河川での瀬や淵の確保を図るなど、多自然川づくりにより実施します。下流部の河畔林は、洪水の流下に支障とならない範囲で保全することとし、伐採を最小限にとどめます。また、河床掘削等においては上下流の連続性を確保するとともに、伏流水、地下水への影響を極力小さくするよう努め、河川取水への影響はないよう考慮します。</p> <p>なお、既に一定の改修が完了した区間、当面整備を行わない区間については、経過を観察しつつ、必要に応じた対策の検討を行い、多様な水際や上下流の連続性が確保される河道となるよう適切な維持管理に努めます。</p> <p>愛知川の河川利用において、河川敷では河口部近くの多目的広場、点在するグラウンドが地域のスポーツ、レクリエーションに利用されています。今後はこのような現在の河川利用形態を活かすとともに、生態系への配慮を前提にし、地域住民や沿川自治体の意見を聴きながら対応していきます。また、現存する霞堤の有効利用を考慮し、自然との共生を目指した適正な整備を行うことにより、愛知川の魅力を引き出すよう努めます。</p> <p>愛知川では、流域住民が「治水、利水、水量・水質、生物環境、河川利用、維持管理」等のテーマについて考える住民参加会議「愛知川川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「愛知川川づくりへの提言」として様々な視点から愛知川への想いがまとめられました。愛知川の河川整備では、生物環境や河畔林の保全に配慮した治水機能の確保等、川づくり会議での提言を踏まえた整備を進めていきます。</p>	



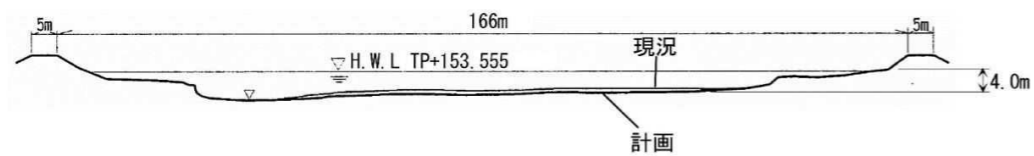
愛知川平面図

【愛知川】

不飲川合流部（河口から約8.1km）



春日橋上流（河口から約20.2km）

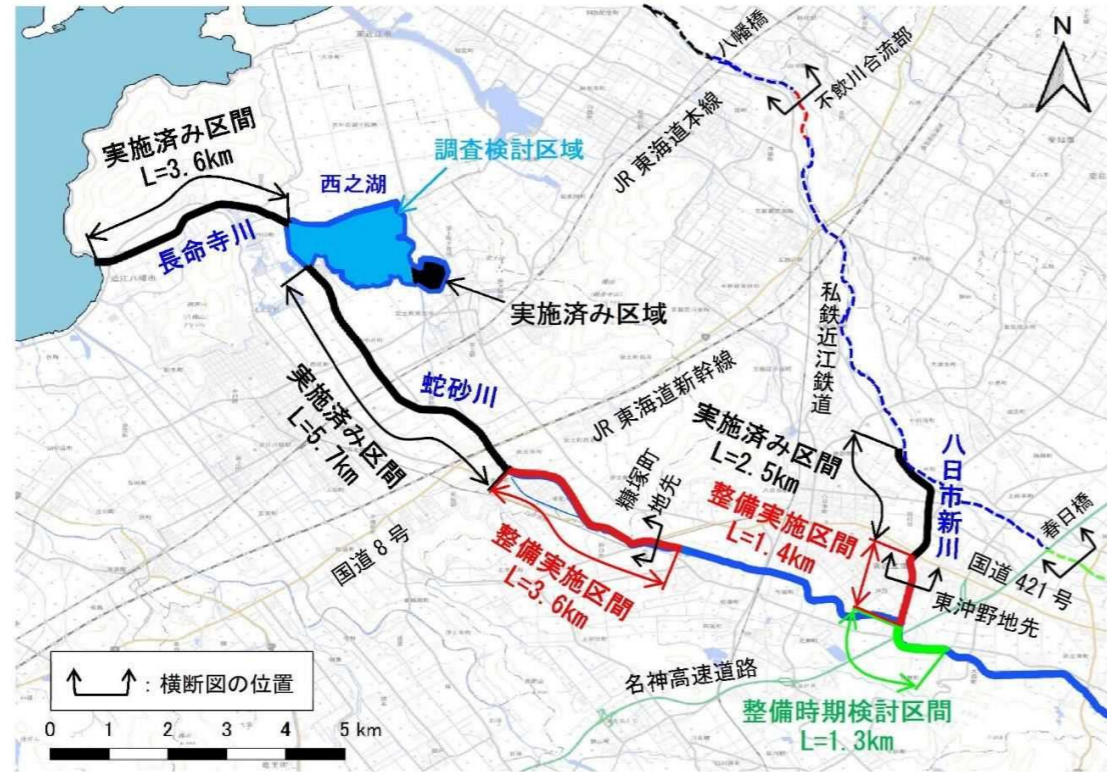


横断図

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
20	<p>3.1.2 長命寺川、蛇砂川、八日市新川</p> <p>○長命寺川・西之湖</p> <p>長命寺川は、築堤や護岸および河道の掘削により河川改修を行ってきました。引き続き近江八幡市中之庄地区や島地区等で沿川の低地の内水排除を進めていきます。</p> <p>西之湖の治水については、湖中堤の整備や西之湖周辺の干拓堤防の嵩上げは行わずに、下流の長命寺川、上流の八日市新川の整備を進めることによって、整備計画期間中の目標である10年に1回程度の降雨により予想される洪水に対する治水安全度を確保することとし、西之湖の自然豊かな景観の保全に努めます。</p> <p>また、西之湖は琵琶湖の背水区間であり、琵琶湖の水位による影響が大きいことから、洪水時の琵琶湖水位の早期低下に向け引き続き国土交通省と緊密な連携を図ります。</p> <p>西之湖の水質浄化の取り組みでは、湾奥部における底泥浚渫を実施しました。引き続き、関連部局との連携を一層強化しながら、西之湖の堆積状況や西之湖ならびに流入河川の水環境の状況を把握し、必要に応じた対策の調査・検討を行います。</p> <p>○蛇砂川</p> <p>蛇砂川の河川改修では、近江八幡市西生来町地先から東近江市市辺町地先にかけて現況河道の拡幅、切り下げを行い、河道の屈曲が著しい区間では洪水がスムーズに流れるように河道線形の是正を行っていきます。</p> <p>整備にあたっては、河道の法面や水際の構造を考慮し、自然植生による良好な河川環境の創出を図ります。</p> <p>蛇砂川は、もともと農業用水路として改良と維持がなされてきた河川で、流域内に水源となる森林がほとんどなく、常時の水量が少ない河川です。しかしながら、身近な親水空間として蛇砂川への住民のニーズは高く、今後は、よりよい流域環境の創出のため、平地での地下水涵養や水源涵養等について住民とともに検討を行っていきます。また、蛇砂川の水質は、かんがい期においてBODが2mg/L以下にあり、平野部を流れる河川としては良好です。しかしながら蛇砂川が合流する西之湖の水質悪化が懸念されていることから、蛇砂川では常時水量が少ない中でも「使った水はきれいにしてから川へ返そう」等の取り組みを地域住民との協働により進めていきます。</p> <p>○八日市新川</p> <p>八日市新川の河川改修では、東近江市尻無町付近で蛇砂川からの洪水を分流し愛知川へ放流する新しい河川を作り、蛇砂川下流の治水安全度の向上を図ります。</p> <p>八日市新川は、東近江市街地を通り新たに開削する河川であることから、後世に残せる川、自然豊かな川となるように流域住民の意見を尊重しながら整備を行っていきます。市街地付近では、河川へのアプローチが容易に行えるような施設整備や植樹などを行い、子ども達の環境学習や地域住民が集い、心和む場として地域の方々が親しめる河川整備を考えていきます。</p> <p>長命寺川（蛇砂川）では、流域住民が長命寺川・西之湖、蛇砂川、八日市新川について「治水、水質、親水施設、水源涵養、ゴミ・維持管理、防災、川づくり」等のテーマに関して考える住民参加会議「長命寺川（蛇砂川）川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「長命寺川・西之湖、蛇砂川、八日市新川の川づくりの提言」として流域住民の長命寺川、西之湖、蛇砂川、八日市新川への想いがまとめられました。長命寺川（蛇砂川）の河川整備では、この提言を踏まえた整備を進めていきます。</p>	

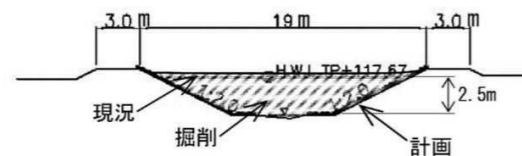
西之湖については「西の湖川づくり会議」が平成20年度に開催され、今後の整備について話し合われました。会議では、西之湖の治水や自然環境についての活発な意見交換が行われ、治水安全度を確保することや、景観や自然環境を守ってほしいとの意見を多数いただきました。今後は、これらの意見を踏まえ、河川整備を進めることによって、自然環境に配慮しつつ、治水安全度を確保することとします。



長命寺川・蛇砂川・八日市新川平面図（点線：愛知川）

【蛇砂川】

糠塚町地先（河口から約8.2km）



横断図

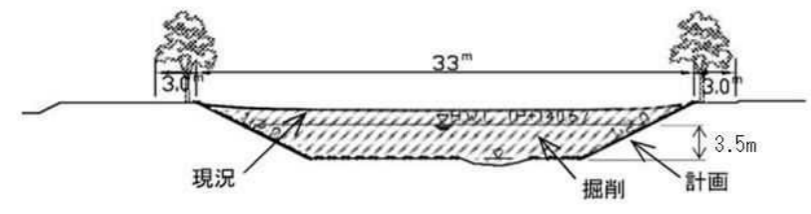
（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
---	------------	-------

22

【八日市新川】

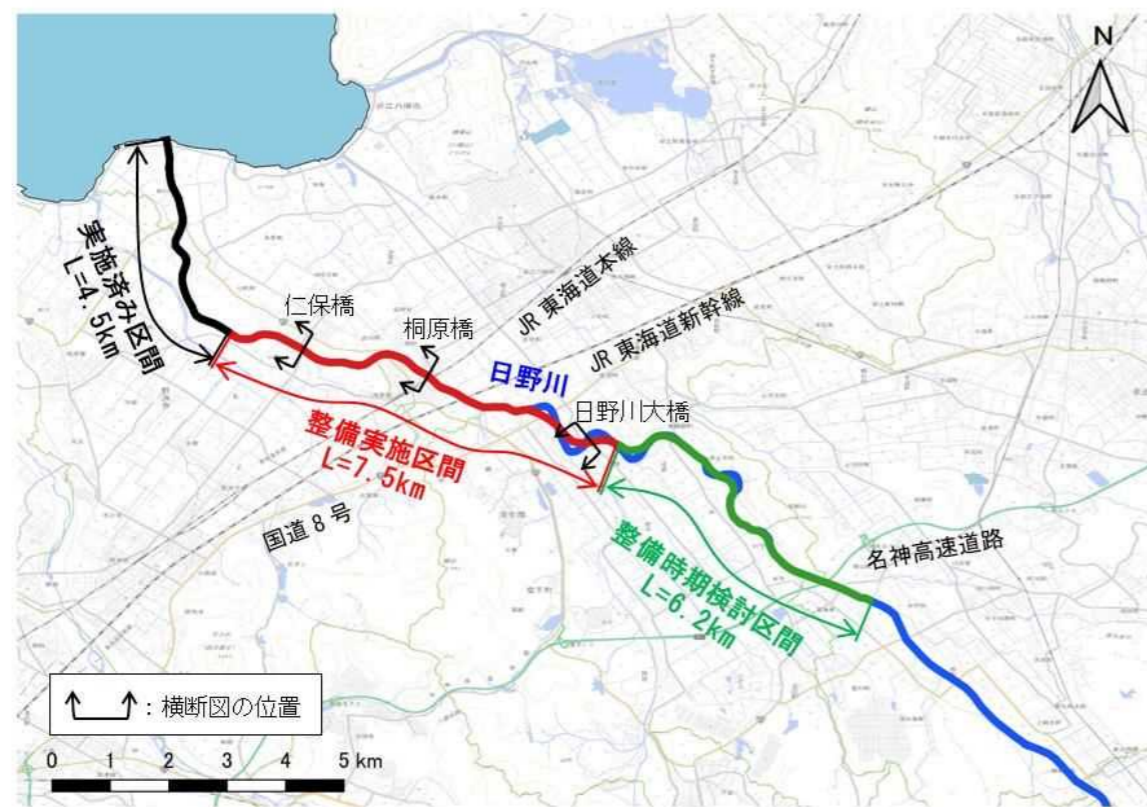
東沖野地先（河口から約2.8km）



横断図

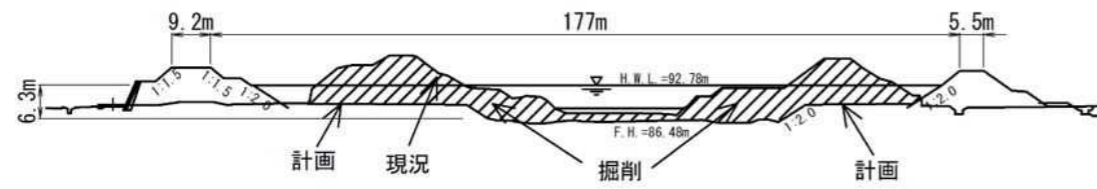
（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
23	<p>3.1.3 日野川</p> <p>日野川の河川改修では、現況の河道特性を重視し、低水路形状を極力尊重しながらの河積の拡大（引き堤、河道掘削等）、およびJ R 東海道本線橋梁の架け替え、J R 東海道新幹線橋梁の橋脚補強等を行います。その際、堤防を守るために必要となる箇所では、護岸および根固めを設置します。これらの対策により、氾濫などによる浸水被害を未然に防ぎ、安全で快適な水辺の暮らしを実現します。</p> <p>今後の河川整備では自然と人間との共生が図られるよう、植生が復元しやすい護岸の整備を進めるなど、自然環境への影響を極力小さくします。整備にあたっては、上下流の連続性を確保し、個々の動植物の生息・生育環境をネットワーク化することにより、日野川固有の生態系の維持に努めます。また、工事中の騒音・振動・濁水・粉塵等を最小限に抑えるよう努めます。</p> <p>また、日野川ダムについても洪水を安全に調節できるよう、ダム再生計画を策定し既存ダムの有効活用に努めます。</p> <p>なお、既に一定の改修が完了した区間、当面整備を行わない区間についても、経過を観察しつつ、必要に応じた対策の検討を行い、多様な水際や上下流の連続性が確保される河道となるように努めます。</p> <p>日野川では県内において最初に、流域住民が「防災、自然環境、ふれあい、利用、流域」という5つの視点から川の将来像について考える住民参加会議「日野川みらい会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「日野川将来像の提言」として流域住民の日野川への想いがまとめられました。日野川改修では、階段の設置等による親水性の向上、高水敷の空間利用など、その提言内容を踏まえた整備を進めるとともに、仁保の桜など古くからの川にかかわる地域文化が継承されるよう積極的な支援を行います。</p>	

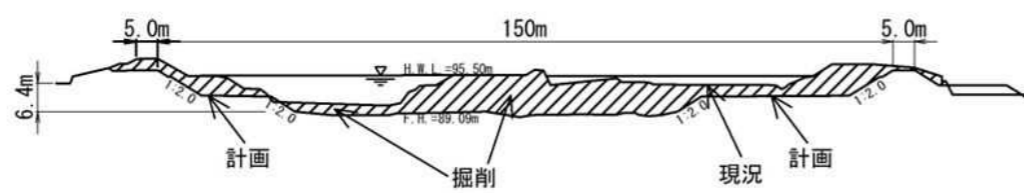


日野川平面図

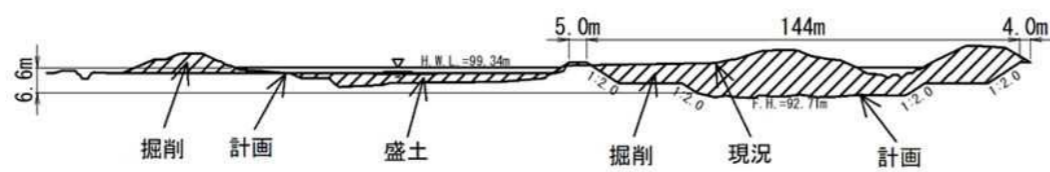
仁保橋上流（河口から約 5.8 km）



桐原橋上流（河口から約 8.2 km）



日野川大橋下流（河口から約 11.4 km）



横断図

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所

3.2.1 河川の維持の目的

琵琶湖を含めた圏域内の全ての一級河川(81河川)において、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民の連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民が安心やうのおいを感じ続けることができるように配慮します。

また、動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観を保全しながら、自然と親しむことができる河川空間の維持に努めます。

3.2.2 河川の維持の種類および施工場所

圏域内の一級河川を適切に管理していくため、地域住民、関係機関との協働のもと、河川管理施設の機能点検、河道内の樹木や土砂の変化、流木・粗大ゴミの存在状況、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、動植物の生息・生育・繁殖状況等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努めます。

なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやゴミの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。

さらに、令和4年3月に改定した「東近江土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。

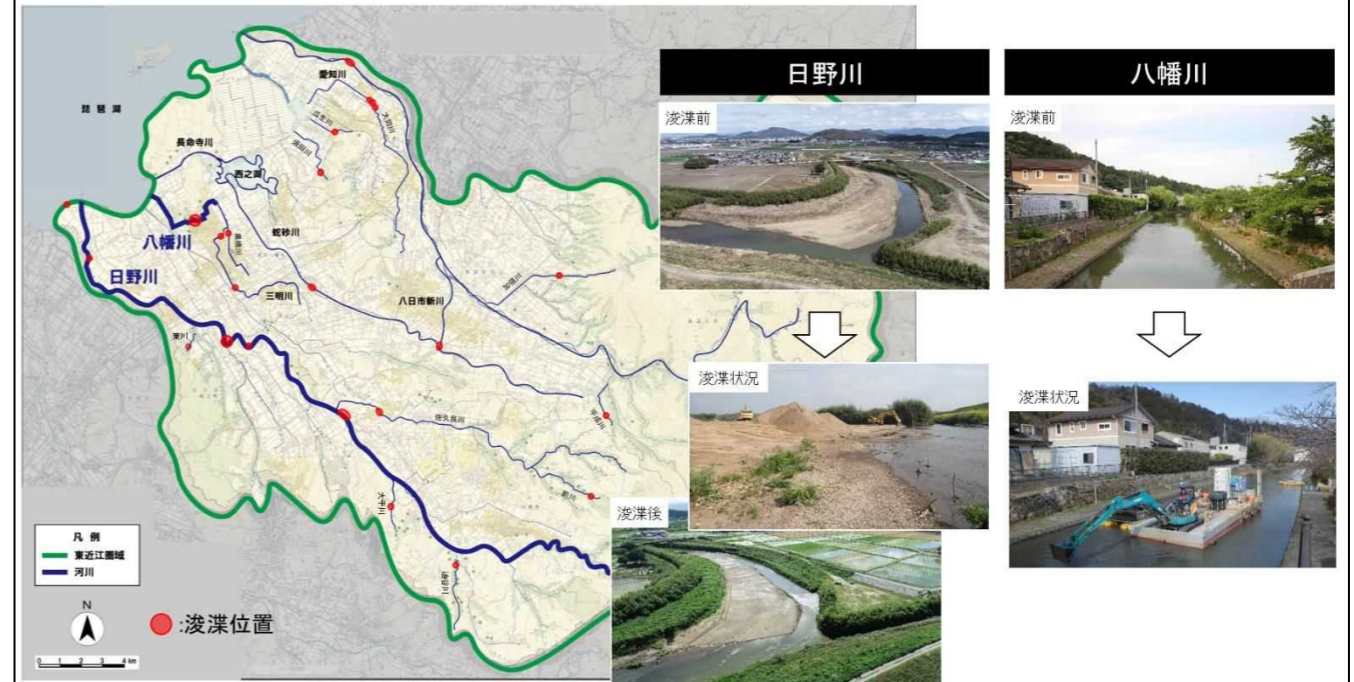
（河川管理施設の維持管理）

圏域内の一級河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、日常的な点検によって、施設の老朽化や不具合箇所、また、堤外民地を含め、樹木等による河道の流下能力阻害箇所の早期発見による機能低下の防止に努め、所定の流下能力が確保できるように、流域住民組織等との連携のもとに適切な維持管理等に努めます。

また、圏域に存在する河川の築堤区間においては、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所、破堤の危険性を認知した箇所等については、河川管理施設等構造令等で示す基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。

（河床の維持管理）

圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。また、必要に応じて洪水の流下を阻害する河道内の植生の除去等も行います。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境などにも配慮していきます。




河川の維持管理に関する取組み（浚渫）



河川の維持管理に関する取組み（伐開）

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
27	<p>掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。</p> <p>（河川環境の保全）</p> <p>圏域内の一級河川において、住民が河川に親しめ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子ども達が河川での自然学習を通じて環境について学習し、積極的に環境保全に取り組んでいきます。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。</p> <p>長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることは自然環境の維持に必要な不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。また、その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくよう努めます。</p> <p>河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外来種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民等の意見を参考に伐採などを検討します。</p> <p>愛知川下流部の河畔林は、極めて特徴的な河川景観要素となっていますが、近年、生活様式等の変化により河畔林の構成要素となっている竹の需要がなくなり、竹林内の荒廃、ゴミの投棄等による環境悪化のため、伐採の要望もかなり挙がっています。このため、地域と連携して必要な箇所については間伐を行うなど、周辺地域の特徴を生かした適正な保全対策を行うとともに、伐採竹の有効利用にも努めていきます。</p> <p>長命寺川、蛇砂川・八日市新川ではゴミの不法投棄による、悪臭の発生や、景観悪化が懸念されています。ゴミのない、きれいな長命寺川（蛇砂川）・八日市新川とするために、沿川住民と行政の協働による啓発活動、ゴミの除去作業等の適正な管理を行っていきます。また、河川内の植生についても洪水の流れの障害とならないように、適正な管理に努めます。</p> <p>日野川においても、一部の心ない人の不法投棄が問題となっています。良好な河川環境を創出していくため、今後とも行政と地域住民が協働で河川管理に努めるものとしします。</p> <p>（河川占用および許可工作物の設置等への許可・対応）</p> <p>河川占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で基準を満たしたものを許可します。また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度の利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとしします。</p> <p>許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁などが設置されており、これらの工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理等の実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占有者と十分協議をし、必要な対策を講じていきます。</p> <p>河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。</p> <p>（流水の管理）</p> <p>圏域内の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および</p>	<p>出典・根拠</p>    <p>河川の維持管理に関する取り組み（堤防強化）</p>  <p>協働による河畔林管理（愛知川）</p>

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
28	<p>地域住民などが協働して取り組みます。また、水源としての森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業および農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。</p> <p>流域全体で将来にわたり健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市町、利水者と連携して適正な水管理・水利用を図っていきます。</p> <p>愛知川においては、河川管理者、利水者および地域住民等の関係者が協働して、水源としての森林の保全と育成への意識の啓発と向上を図るとともに、水のリサイクル等も視野に入れ、長期的で適正な水利用を進めていきます。また、合わせて蛇砂川の維持流量について検討していきます。</p> <p>八日市新川では、地域から親水空間の創出が望まれています。蛇砂川の常時水量は年間を通じて少ないため、常時水量を確保する方策、河川敷の利用方法などを検討していきます。</p> <p>日野川の河川水は、古くからかんがい用水や生活用水などの地域用水として利用されてきました。引き続き、河川管理者、利水者および地域住民等が協働して適正な水管理に努めます。</p> <p>3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>3.3.1 河川への流出量の抑制</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水の貯留および地下浸透に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保水管理に努めることができるよう、関係市町と連携して支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、急激な流出を緩和し河川・水路への負担を軽減します。</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に対する雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域から流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p>3.3.2 総合的な土砂管理に向けた取り組み</p> <p>琵琶湖の砂浜湖岸は、山地の供給源から河川を通じて河口へと流れて堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。</p> <p>これまで、土石流などの土砂災害や、過剰な土砂供給による河道内での土砂堆積・河口部の閉塞など、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業や砂防事業で土砂の流れを調整したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ってきました。さらに、山林の保全・土石流対策を目的とした治山・砂防事業の進捗や、治水・利水ダムの設置により、下流部への土砂の流出が抑制されています。</p> <p>こうした土砂供給の減少は、河床の低下や湖辺域での砂浜侵食などを招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜などの対策を実施してきました。</p> <p>上流からの土砂供給については、生物の生息・生育・繁殖環境の保全や再生の観点から重要であるとの指摘もあります。</p> <p>今後は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた河川・湖岸の実現を目指すことが理想です。</p>	

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																				
29	<p>しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題の状況に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂移動の把握や、実現が可能な対策を長期的課題として検討します。</p> <p>その取り組みの一つとして愛知川を対象に総合的な土砂管理の検討を実施しています。上流から下流における土砂動態モデルを構築し、供給土砂量を定量的に把握することによって砂浜湖岸の動的平衡状態を保つために必要な土砂量の算定を行っています。これにより河道内の土砂移動を把握し、河道および湖岸の形状変化の予測を試みています。</p> <p>引き続き、現地調査を行うことにより河床耕耘を実施した河川内の経年的な土砂移動を把握し、今後はその調査結果を用いてモデルの妥当性を検証するとともに、得られた知見を県内の他の河川へ活用することによって、琵琶湖における砂浜の維持等に努めます。</p> <p>3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成</p> <p>河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。 (2) 河川整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。 (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体などと連携し、地域住民などに対して、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域等に親しまれる川づくりに努めます。 (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。 (5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。 (6) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。 <p>3.3.4 水量・水質等の把握</p> <p>河川の適正な管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。またこの際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。</p>	<p style="text-align: center;">過去の川づくり会議の開催状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>会議名</th> <th>開催期間</th> <th>開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知川川づくり会議</td> <td>平成 14 年 1 月～平成 15 年 2 月</td> <td>8 回</td> </tr> <tr> <td>長命寺川(蛇砂川・八日市新川)川づくり会議</td> <td>平成 13 年 12 月～平成 15 年 2 月</td> <td>8 回</td> </tr> <tr> <td>日野川みらい会議</td> <td>平成 11 年 7 月～平成 12 年 8 月</td> <td>8 回</td> </tr> <tr> <td>西の湖川づくり会議</td> <td>平成 21 年 1 月～平成 21 年 2 月</td> <td>2 回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">過去の淡海の川づくり検討委員会の開催状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>会議名</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">淡海の川づくり検討委員会</td> <td>平成 21 年 11 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 12 月 24 日</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>淡海の川づくり検討委員会（平成 21 年 11 月 11 日）</p> </div>	会議名	開催期間	開催回数	愛知川川づくり会議	平成 14 年 1 月～平成 15 年 2 月	8 回	長命寺川(蛇砂川・八日市新川)川づくり会議	平成 13 年 12 月～平成 15 年 2 月	8 回	日野川みらい会議	平成 11 年 7 月～平成 12 年 8 月	8 回	西の湖川づくり会議	平成 21 年 1 月～平成 21 年 2 月	2 回	会議名	開催日	淡海の川づくり検討委員会	平成 21 年 11 月 11 日	平成 21 年 12 月 24 日
会議名	開催期間	開催回数																				
愛知川川づくり会議	平成 14 年 1 月～平成 15 年 2 月	8 回																				
長命寺川(蛇砂川・八日市新川)川づくり会議	平成 13 年 12 月～平成 15 年 2 月	8 回																				
日野川みらい会議	平成 11 年 7 月～平成 12 年 8 月	8 回																				
西の湖川づくり会議	平成 21 年 1 月～平成 21 年 2 月	2 回																				
会議名	開催日																					
淡海の川づくり検討委員会	平成 21 年 11 月 11 日																					
	平成 21 年 12 月 24 日																					

4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項

4.1 平常時における関係機関の連携

河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局等）、関係市町等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。

4.2 洪水時の連携強化

洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組めます。

「平常時の備え」については、雨量観測所および水位観測所、河川防災カメラで観測した雨量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市町や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。

「緊急時の体制」については、彦根地方気象台等から水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況・河川水位等の監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認等で情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市町や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市町や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます。

4.3 水防、避難体制の強化

毎年、出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域等を圏域内の市町とともに見直すとともに、水衝部など氾濫の危険性の高い地点を重点的に、水防管理者と合同によるパトロールを行います。水防倉庫には水防活動に必要な資機材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。

洪水予報河川である日野川では、洪水予報を行い、水防活動や地域防災活動を支援します。また、日野川、愛知川においては、地先の安全度マップや洪水浸水想定区域図を効果的に活用し、避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップの作成や流域住民への周知に対しても支援します。なお、万一氾濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川の氾濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」を対象にした日野川洪水浸水想定区域図（平成31年3月19日）と愛知川洪水浸水想定区域図（令和2年6月9日）を公表しました。

また、市町が実施する避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。合わせて、降雨・水位情報、過去の被害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。

4.4 水害に強いまちづくり

超過洪水が生じた場合に壊滅的な被害が想定される氾濫域においては、「大規模氾濫減災協議会」における水災被害の軽減に資する取組を踏まえ、土地利用の動向等を勘案して、関係機関



水位情報などの提供（滋賀県土木防災情報システム）

出典：滋賀県 HP



圏域内の取組み状況

との連携・協働により、土地利用の誘導、建築物の建て方の工夫、浸水時の交通規制、避難誘導等を検討します。

(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所

確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市町の合意のもと要請がある場合に、既設道路等を活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げ等により市街地での浸水を回避するための対策の実施を検討します。

(2) 市街化が進行していない箇所

深刻な資産被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制を検討します。

4.5 地域防災力の向上

過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、出前講座などを実施し、本整備計画に基づく河川改修で、「全ての水害がなくなるわけではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を活用して、圏域内の氾濫特性を示す地先の安全度マップ（氾濫頻度、範囲・浸水深、流速等）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

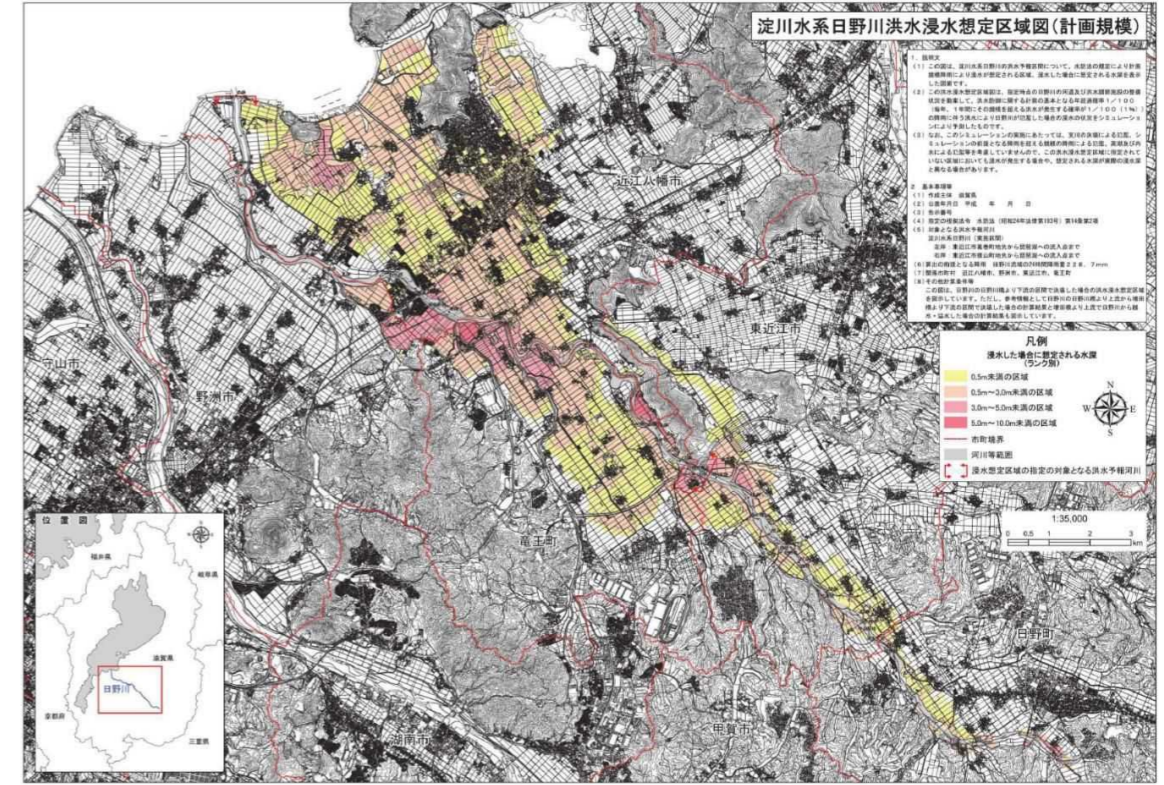
また、「水防訓練」や、滋賀県および市町の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。滋賀県と市町の間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。

日野川ダムにおいては、ダム放流時における事故防止とダムの洪水調節を的確に行うため、「ダムの管理演習」を毎年実施し、洪水時における迅速な情報伝達の習熟とダム管理に対する関係住民への理解を深めるよう努めます。

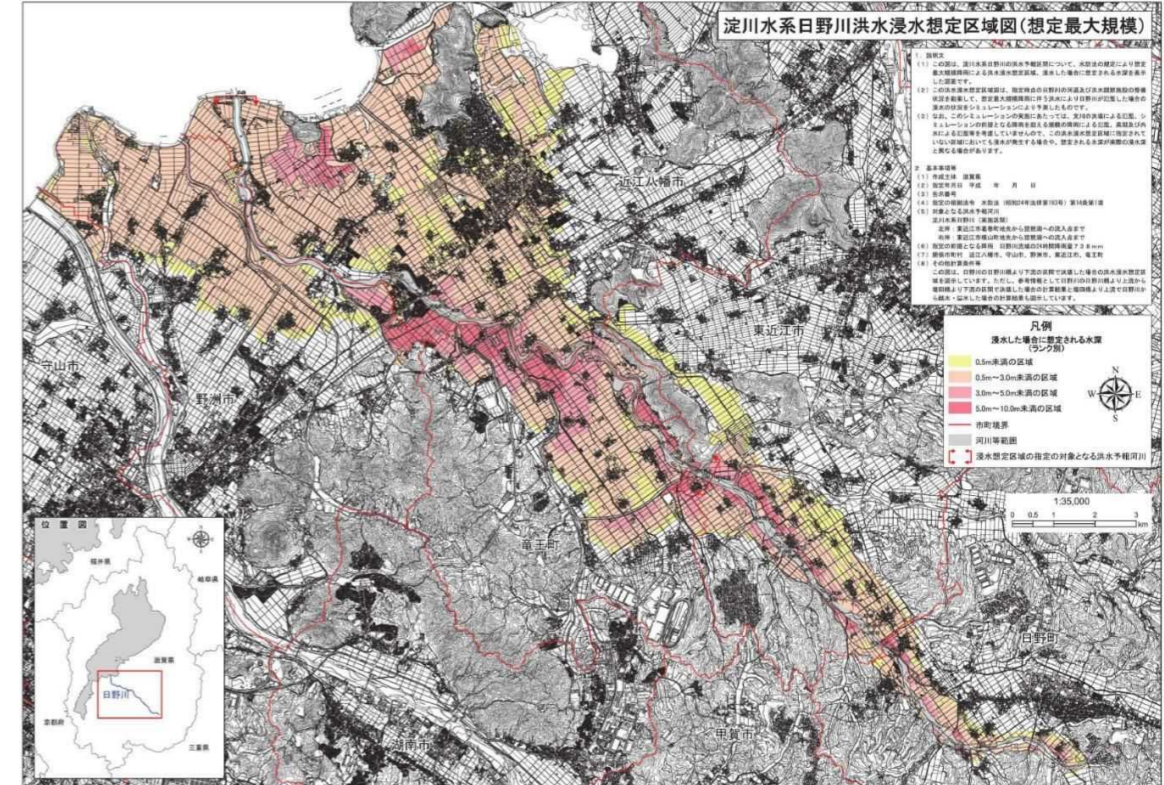
4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全

東近江圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、(下流リスクとの関係から)築堤が制限されたり平地河川化などの抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、Tランク河川（堤防の質的強化や氾濫流制御を図る河川）に位置付けており、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。また、超過洪水時の減災に効果のある霞堤や調節池等について必要に応じて整備・保全するとともに、既存ダムの洪水調整機能の強化として、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時において、ダムの事前放流により、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ります。

計画規模



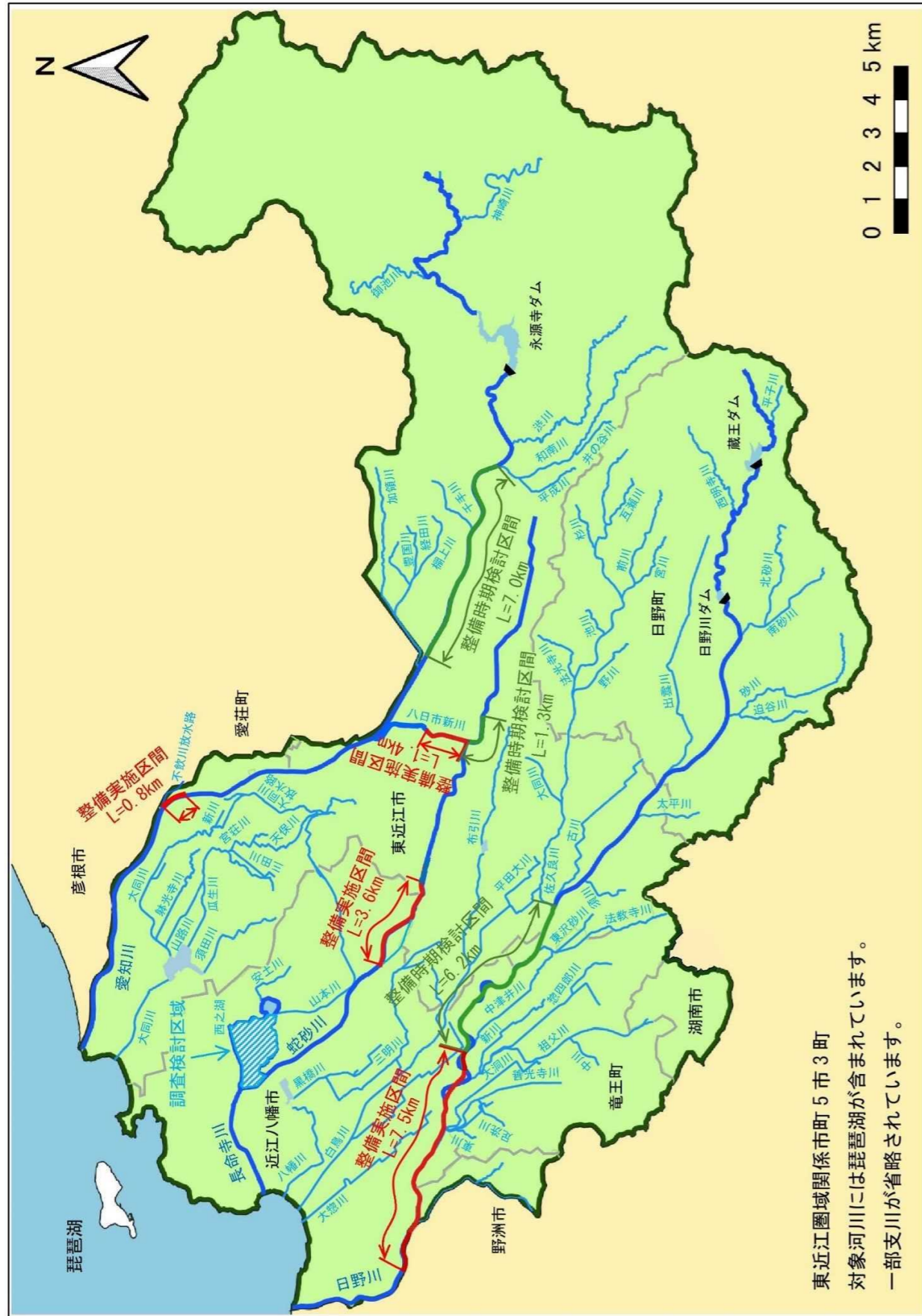
想定最大規模



日野川浸水想定区域図

出典：滋賀県 HP

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																	
32	<p style="text-align:center;">「滋賀県中長期整備実施河川の検討」におけるTランク河川</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">河川ランク</th> <th style="width:85%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">Tランク</td> <td style="text-align:center;">東川、愛知川、惣四郎川、祖父川、日野川、蛇砂川、法教寺川</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align:center;">Tランク河川：堤防の質的強化や氾濫流制御を図る河川</p> <p>なお、今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。また、今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。</p>	河川ランク	河川名	Tランク	東川、愛知川、惣四郎川、祖父川、日野川、蛇砂川、法教寺川	<p style="text-align:center;">Tランク河川一覧（案）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">管内</th> <th style="width:40%;">河川名</th> <th style="width:10%;">管内</th> <th style="width:40%;">河川名</th> <th style="width:10%;">管内</th> <th style="width:40%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align:center;">大津</td> <td>吾妻川</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">甲賀</td> <td>大砂川(吉永)</td> <td rowspan="10" style="text-align:center;">長浜</td> <td>姉川</td> </tr> <tr> <td>大宮川</td> <td>落合川</td> <td>高時川</td> </tr> <tr> <td>際川</td> <td>高田砂川</td> <td>草野川</td> </tr> <tr> <td>大戸川</td> <td>家棟川(甲西)</td> <td>天野川</td> </tr> <tr> <td>大堂川</td> <td>由良谷川</td> <td>田川</td> </tr> <tr> <td>草津川</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">東近江</td> <td>東川</td> <td>日光寺川</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>愛知川</td> <td>政所川</td> </tr> <tr> <td>藤ノ木川</td> <td>惣四郎川</td> <td rowspan="3" style="text-align:center;">木之本</td> <td>赤川</td> </tr> <tr> <td>真野川</td> <td>祖父川</td> <td>大川</td> </tr> <tr> <td>家棟川(大津)</td> <td>日野川</td> <td>高時川(再掲)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align:center;">南部</td> <td>狼川</td> <td>蛇砂川</td> <td>余呉川</td> </tr> <tr> <td>北川</td> <td>法教寺川</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">高島</td> <td>安曇川</td> </tr> <tr> <td>草津川(再掲)</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">湖東</td> <td>犬上川</td> <td>安曇川北流</td> </tr> <tr> <td>光善寺川</td> <td>宇曾川</td> <td>鴨川</td> </tr> <tr> <td>金勝川</td> <td>小野川</td> <td>八田川</td> </tr> <tr> <td>十禅寺川</td> <td>芹川</td> <td>百瀬川</td> </tr> <tr> <td>菖蒲谷川</td> <td>早川</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">55河川</td> </tr> <tr> <td>童子川</td> <td>矢倉川</td> <td colspan="2" rowspan="5" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◎本表は管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。 今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。 </td> </tr> <tr> <td>中ノ池川</td> <td colspan="2" rowspan="4" style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 東近江圏域対象河川 </td> </tr> <tr> <td>葉山川</td> </tr> <tr> <td>美濃郷川</td> </tr> <tr> <td>家棟川(野洲)</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align:center;">Tランク河川：堤防の質的強化やはらん流制御を図る河川</p> <p style="text-align:center;">出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成20年10月</p>	管内	河川名	管内	河川名	管内	河川名	大津	吾妻川	甲賀	大砂川(吉永)	長浜	姉川	大宮川	落合川	高時川	際川	高田砂川	草野川	大戸川	家棟川(甲西)	天野川	大堂川	由良谷川	田川	草津川	東近江	東川	日光寺川	高橋川	愛知川	政所川	藤ノ木川	惣四郎川	木之本	赤川	真野川	祖父川	大川	家棟川(大津)	日野川	高時川(再掲)	南部	狼川	蛇砂川	余呉川	北川	法教寺川	高島	安曇川	草津川(再掲)	湖東	犬上川	安曇川北流	光善寺川	宇曾川	鴨川	金勝川	小野川	八田川	十禅寺川	芹川	百瀬川	菖蒲谷川	早川	55河川		童子川	矢倉川	◎本表は管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。 今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。		中ノ池川	東近江圏域対象河川		葉山川	美濃郷川	家棟川(野洲)	山田川
河川ランク	河川名																																																																																		
Tランク	東川、愛知川、惣四郎川、祖父川、日野川、蛇砂川、法教寺川																																																																																		
管内	河川名	管内	河川名	管内	河川名																																																																														
大津	吾妻川	甲賀	大砂川(吉永)	長浜	姉川																																																																														
	大宮川		落合川		高時川																																																																														
	際川		高田砂川		草野川																																																																														
	大戸川		家棟川(甲西)		天野川																																																																														
	大堂川		由良谷川		田川																																																																														
	草津川	東近江	東川		日光寺川																																																																														
	高橋川		愛知川		政所川																																																																														
	藤ノ木川		惣四郎川		木之本	赤川																																																																													
	真野川		祖父川			大川																																																																													
	家棟川(大津)		日野川			高時川(再掲)																																																																													
南部	狼川	蛇砂川	余呉川																																																																																
	北川	法教寺川	高島	安曇川																																																																															
	草津川(再掲)	湖東		犬上川	安曇川北流																																																																														
	光善寺川			宇曾川	鴨川																																																																														
	金勝川			小野川	八田川																																																																														
	十禅寺川			芹川	百瀬川																																																																														
	菖蒲谷川		早川	55河川																																																																															
	童子川	矢倉川	◎本表は管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。 今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。																																																																																
	中ノ池川	東近江圏域対象河川																																																																																	
	葉山川																																																																																		
美濃郷川																																																																																			
家棟川(野洲)																																																																																			
山田川																																																																																			



東近江圏域関係市町5市3町
 対象河川には琵琶湖が含まれています。
 一部支川が省略されています。